



名古屋市
消費生活センター
マスコットキャラクター
コアラのハッピー

くらしのほっと通信

スポーツジムやフィットネスクラブ、パーソナルジム、ヨガ教室などの

契約トラブル発生中！



割引プランを契約したが、
やっぱり通えない。解約を求めたら
高額な解約金を請求された

「おためしキャンペーン」
だけのつもりが
自動で入会になり
月会費が引き落とされた

解約したつもりが
引き落としが続いていた

無人ジムに通っている。
解約したいが
連絡が取れない



契約・解約時のポイントはココ！

- 割引期間終了後、通常プランに自動入会・更新になる場合があります。
- 解約や休会のルールは事業者それぞれです。
書面で申請しないと解約や休会にならず、引き落としが続いてしまう場合があります。
- エステや学習塾など（特定商取引法の特定継続的役務提供）と違い、クーリング・オフや中途解約のルールはありません。一定期間解約できない場合や、解約金が必要となる場合があります。
- 事業者と連絡が取れない場合は複数の方法で連絡を取りましょう。

利用規約に従うことになります。契約書をしっかり確認しましょう

パーソナルトレーニング[※]で事故が増加しています

※専門知識を持ったトレーナーが生活習慣や体力レベルに合わせてプログラムを策定し、マンツーマンで指導や管理をしてくれるトレーニングです



自身の体調やプログラムに不安があるときは
事前に伝えましょう



トレーニング中に違和感や痛みを感じたときは
無理をせず中断しましょう

契約の基本

契約は「申込み」と「承諾」の意思表示の合致で成立します。



守らないと、キャンセル料や損害賠償を求められることもあります。

いったん成立した契約は、一方的にやめることはできません。

STOP! カスタマーハラスメント

以下の行為はカスタマーハラスメントになる可能性があります。



カスタマーハラスメントとは：顧客等からのクレーム・言動のうち、過剰な要求を行ったり、商品やサービスに不当な言いがかりをつけるなどの著しい迷惑行為であって、労働者の就業環境を害するもの

働く人を守るため、法律が施行されます！

令和8年10月1日に、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等」の一部を改正する法律が施行されます。これにより、事業主には労働者をカスタマーハラスメントから守るための体制整備などが義務付けられました。あわせて、消費者を含む顧客等にも、カスタマーハラスメントへの理解を深め、働く人の就業環境を害することのないよう配慮することが求められます。

今回の法改正は、「事業者意見や要望を言うてはいけない」というものではありません。一方で、労働者の人格を傷つける言動や、社会通念上不当な要求は問題となることがあり、場合によっては、強要罪や恐喝罪などの犯罪に当たり、処罰されることもあります。



自立した消費者として、意見がきちんと相手に伝わるように、「意見を伝える」とときには次の3つのポイントを参考にしてください。

- ①ひと呼吸、置きましょう！
- ②言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由」を丁寧に伝えましょう！
- ③事業者の説明も聞きましょう！



消費者も働く人も、お互いに尊重しあう社会へ

利用のご案内

消費生活相談

名古屋市消費生活センター

くろーない
☎052-222-9671

●月～土曜日(祝休日、年末年始を除く)
●9:00～16:15
※平日の昼や土曜日はつながりにくい場合があります

消費者ホットライン

い や や
全国共通 ☎局番なし 188

お近くの消費生活相談窓口につながります
●年末年始を除く毎日

くらしの情報プラザ

くらしに役立つ
幅広い情報を提供しています

開館時間 ●月～土曜日
●9:00～16:15

祝休日、年末年始を除く

☎052-222-9677

名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL(052)222-9679 FAX(052)222-9678

URL <https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

名古屋市消費生活センター 検索



●地下鉄「伏見」から南へ350m
●地下鉄「大須観音」から北へ450m
※公共交通機関をご利用ください

チラシの内容の無断転載をお断りします

2026年9月発行